

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等案に関する牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会 合同会合の審議概要について

令和 6 年 2 月 20 日

牛豚等疾病小委員会委員長

1 牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会における審議概要

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）の一部改正等について、令和 6 年 1 月 9 日に開催された第 94 回牛豚等小委員会及び第 6 回野生イノシシ豚熱対策検討会（以下「小委」という。）において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

<豚熱>

- （１） 豚熱ワクチンを接種した豚等を、接種農場から接種区域内の他の農場やと畜場に移動させる際の V 字標識の義務付けを削除
- （２） 病性鑑定時等における蛍光抗体法の実施の義務付けを削除
- （３） 疑似患畜のうち、発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっているものが直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚等の定義の一部変更

<アフリカ豚熱>

- （１） 移動制限の対象項目に野生いのししの死体等を追加
- （２） 野生いのししに対する防疫措置の準備について具体化

委員・オブザーバーからは、

疑似患畜のうち、発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっているものが直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚等について、疑似患畜から除外できる措置（シャワーインの実施等）を

①指針本体に明記すべき

②留意事項に明記すべき

等の意見があった。

2 防疫指針案の修正

事務局は、委員・オブザーバーからの意見を踏まえ、

①について、シャワーインの実施等、疑似患畜から除外できる措置を留意事項に記載する旨回答。

以上を踏まえ、本小委としては、本案は、豚熱及びアフリカ豚熱の疾病の発生予防・まん延防止が確保できるものとする。

以上